

小中学校児童生徒用ノートパソコンの調達業務 仕様書

1. 件名

小中学校児童生徒用ノートパソコンの調達業務

2. 背景・目的

津山市の小中学校に対して、児童生徒用端末の整備を通して、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、情報活用能力等学習の基盤となる資質や能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現などを図ることを目的とする。

3. 業務概要

- (1) 市内小中学校の児童生徒用パソコン等の端末(以下、「端末」とする。)を調達し、各学校の充電保管庫内に納品する
- (2) 端末の初期設定を行う

4. 業務の期限

令和3年3月15日(月)までに完了させること

5. 支払い方法

全ての業務が完了した後、教育委員会が行う検査に合格し、事業者からの適正な請求が行われてから概ね30日以内に支払いを行う。

なお、学校ごとの分割納入も可能とし、検査に合格した場合は、1月に1回を超えない範囲での部分払いも可能とする。

6. 履行場所・調達数

- (1) 履行場所・調達数

「別紙1」を参照すること。

- (2) 仕様

端末の調達仕様は「別紙2」、端末の設定仕様は「別紙3」を参照すること。

7. 導入にかかる概要及び基本的条件

- (1) 概要及び基本的条件

- ① 端末の調達における範囲は、端末の納入(端末およびChrome Educationライセンス、コンピュータ名等のシール貼り付け、各学校への搬入及び学校に整備する予定の充電保管庫等への設置とする。
- ② 端末の設定における範囲は、端末の初期設定(各履行場所ですぐに使用できる状態までの設定(詳細は別紙3参照)までとする。
- ③ 納入する端末等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ④ サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- ⑤ 端末の調達仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても見積もりに加えること。
- ⑥ 納入するOSは調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。
- ⑦ 入札額には、本仕様書に記載した全ての要求事項にかかる費用を含むこと。また端末の調達と端末の初期設定の金額がわかるよう内訳に記載すること。
- ⑧ 本仕様書その他、国が示す「GIGAスクール構想の実現 標準仕様書」やその他のGIGAスクール構想に係る資料も確認し、事業の主旨や補助制度の内容について確認すること。

8. 構築仕様

- ①端末の搬入・設定に係る要件については、津山市教育委員会及び各校と協議の上進めること。
- ②搬入作業は施設等や端末を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等や端末の破損があった場合は、受注者の費用において対応することを原則とするが、あらかじめ津山市教育委員会に報告及び協議を行った上で対応すること。
- ③導入した端末には、教育委員会が指定するコンピュータ名、購入年月日を記載したシールを貼り付けること。

9. 端末調達における対応

導入する端末の対応については、「別紙2」を参照すること。

10. 提出資料等

次の資料等を提出すること。

- ①端末一覧表(学校ごとのコンピュータ名・端末シリアル番号・Gsuiteアカウント一覧)
※各学校に納品する前に教育委員会に提出すること
※コンピュータ名やアカウントなど、必要な情報は津山市教育委員会より提供する
- ②端末の取扱説明書・付属品
※納品時に各学校に提出すること。
※センドバック保証に係る手続きの方法を示したものや問い合わせ先は教育委員会に提出すること。
- ③端末の保証書
※全て教育委員会に提出すること。なお、各学校ごと分割して搬入する場合、搬入が完了した端末分を随時教育委員会に提出することとする。
- ④リカバリディスク
※津山市教育委員会においても初期設定が行えるよう、リカバリディスクを2セット(設定手順書をデータで)教育委員会に納品すること。

11. 機密の保持

- ①受注者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- ②受注者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後においても守秘義務を負うものとする。

「別紙1」 小中学校児童生徒用パソコン等納品先一覧

○各学校に次の表の数量を搬入・設置すること

○搬入後の開梱及び充電保管庫への設置は、受注者において行うこととなるため、その費用を含めて積算すること。

なお、納期短縮に向けて、各学校での設置において、津山市教育委員会及び各学校で2～3名程度協力して行う予定としているが、確実な協力体制を約束できるものではないため、入札金額は全ての設置を受注者のみで行う形で積算すること。

○充電保管庫は、各学年の普通教室に設置予定である。各教室ごとの端末設置数は、落札後に教育委員会から提示する。

○設置作業において出た不要な梱包材は、受注者にて回収及び処分すること。

No	学校名	端末数量	納品先		電話番号 (市外局番0868)	備考
			〒	住所		
1	東小学校	238	7080004	津山市 山北740	22-8268	
2	西小学校	204	7080006	津山市 小田中1360	22-9194	
3	南小学校	158	7080886	津山市 昭和町2-73-1	22-8145	
4	北小学校	242	7080004	津山市 山北238	22-8168	
5	林田小学校	260	7080841	津山市 川崎850	22-2764	
6	鶴山小学校	405	7080825	津山市 志戸部121	24-4701	
7	弥生小学校	515	7080806	津山市 大田121	27-1530	
8	向陽小学校	230	7080013	津山市 二宮608-1	28-0553	
9	院庄小学校	151	7080014	津山市 院庄1041	28-0606	
10	佐良山小学校	249	7080873	津山市 皿657-2	28-0605	
11	一宮小学校	457	7080814	津山市 東一宮87-1	27-0100	
12	高田小学校	124	7080807	津山市 下横野1075	27-0345	
13	清泉小学校	70	7081104	津山市 綾部407	29-1518	
14	高倉小学校	103	7081123	津山市 下高倉西12	29-0709	
15	高野小学校	444	7081125	津山市 高野本郷1041	26-1609	
16	成名小学校	107	7081116	津山市 野村135-2	29-1505	
17	河辺小学校	290	7080843	津山市 国分寺505	26-1302	
18	大崎小学校	183	7080855	津山市 金井76	26-1314	
19	広野小学校	117	7081113	津山市 田熊1943	29-1501	
20	加茂小学校	189	7093905	津山市 加茂町塔中80	42-3023	
21	新野小学校	96	7081206	津山市 西中591	36-2113	
22	広戸小学校	61	7081222	津山市 市場1080-1	36-2047	
23	勝加茂小学校	141	7081216	津山市 中村125	29-0195	
24	喬松小学校	52	7094605	津山市 坪井上100-1	57-2014	
25	中正小学校	76	7094602	津山市 宮部下686	57-2010	
26	誠道小学校	92	7094614	津山市 久米川南919	57-2785	
27	秀実小学校	97	7094624	津山市 桑上1	57-3009	
28	津山東中学校	664	7081126	津山市 押入1110	26-1413	
29	中道中学校	342	7080804	津山市 勝部355	23-6755	
30	北陵中学校	641	7080806	津山市 大田160	27-0321	
31	鶴山中中学校	219	7080004	津山市 山北290	22-8231	
32	津山西中学校	425	7080013	津山市 二宮1256-1	28-0141	
33	加茂中学校	97	7093923	津山市 加茂町桑原280	42-3031	
34	勝北中学校	165	7081211	津山市 原371	36-2366	
35	久米中学校	176	7094616	津山市 南方中1487-1	57-2004	
36	教育委員会	105	7088501	津山市 山北520	32-2112	本庁舎4階 教育総務課

合計 8185

「別紙2」 小中学校児童生徒用ノートパソコン 調達仕様

品名	項目	仕様	合計数量
1. 端末	形状	ノート型でコンバーチブル機能に対応していること	8,185台
	OS	Google Chrome OS	
	CPU	Intel Celeron同等以上 2016年8月以降に製品化されたもの	
	ストレージ	32GB以上	
	メモリ	4GB以上	
	画面	11～13インチ タッチパネル対応	
	無線	IEEE802.11 a/b/g/n/ac以上	
	キーボード	Bluetooth接続でない日本語JISキーボード	
	カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ	
	サウンド	サウンド機能を有し、かつスピーカー内蔵	
	音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1以上	
	外部接続端子	USB3.0以上×2、USB3.1Type-C×1(充電兼用)以上	
	バッテリー	8時間以上	
	重さ	1.5kg未満	
	耐久性	教室机上(約75cm)からの落下や屋外での使用を想定した堅牢性および防滴性を有すること	
	付属品	ACアダプター	
保証	メーカーによる5年間保証(センドバック方式) ※自然故障に対応する無償の保証		
2. ライセンス	ライセンス	Chrome Educationライセンス(管理コンソールライセンス)	8,185ライセンス

注1: CPU仕様は、内部クロック周波数ではなく、記載製品のCPU能力を充たすもの以上とする

注2: 端末本体及び端末管理(MDM)ツール以外の保証やソフトウェア等については、全て無償のものであること
(有償の場合、補助制度上補助金対象外となるため。)

2 ハードウェアの対応等

(1) 搬入後の対応

端末の購入であることや、公立学校情報端末整備費補助金の主旨を踏まえ、保守は求めないが、端末の自然故障等の場合に必要となるセンドバックの方法や問い合わせ先などをまとめて、搬入時に教育委員会へ提出すること

(2) 問合せ

搬入後も、保証期間内においては、教育委員会からの端末等に関する問合せには無償で対応すること

(3) コンピュータ名等のシール貼り付け

次の表のとおり、コンピュータ名等を端末に貼り付けること

No.	作業内容	備考
1	コンピュータ名(整理番号)の表示シールを端末に貼付すること	コンピュータ名及び表示シールの位置は別途指示する
2	購入年月日の表示シールを端末に貼付すること	表示シールの位置は別途指示する

※パソコン本体の管理番号とシリアル番号の一覧を作成し提出すること

(4) リカバリディスク

リカバリディスクを津山市教育委員会に2セット納品すること

3 備考

(1) 各学校への搬入及び設置の経費を含めること

(2) 端末の引き渡しは、令和3年3月15日(月)までに行うもの(学校ごと順次搬入可)とする。

※物件の搬入は、順次学校毎に行うことも可能だが、搬入の1週間前には教育委員会及び該当の学校に連絡すること。

(3) 物件の搬入後にしかできない作業は、引渡し場所で作業を完了させること

(4) 物件の引渡しは、物件の搬入設置後、据付場所の学校長(校長が不在の場合には代理のものでも可とする)の検査に適合した場合に完了するものとし、受注者が作成した納品書に各学校で検査を行った者が記名押印できる欄を設け、学校長の記名押印(校長が不在の場合には代理の者でも可とする)を受けた上で、その納品書を津山市担当者に提出すること。

(5) 端末の設定に必要な情報は、教育委員会に無償で提供すること

(6) メーカー保証書は整理番号を記載し、整理して引き渡すこと

(7) 添付品・付属品は品目ごとに整理して引き渡すこと

4 その他

搬入及び設置作業に必要な資材等や費用については、受注者で用意すること

「別紙3」 端末設定等仕様

1 児童生徒が端末を使用する環境など

児童生徒用の端末は、各学校の普通教室に設置(一部の学校は令和2年度中に設置予定)しているアクセスポイントに接続して、普通教室内で使用することを主に想定している。この度の設定においては、当該想定を念頭に置き端末の初期設定を行うこと

2 設定等の業務内容

児童生徒用の端末等の業務内容は、次のとおり

各業務において、業者の事業所内に仮環境を構築して設定を行うなど、実施可能な体制であれば、必ずしも各学校内で作業を行わなくてもよいものとする

①IPアドレスなどのネットワーク設定

搬入される端末について、IPアドレス(DHCP方式)及びプロキシの設定や本市の学校ネットワーク(学習系)に接続するための設定を行うこと。

②無線LANアクセスポイントの接続設定

各普通教室に設置(一部の学校は令和2年度設置予定)している無線LANアクセスポイントに接続するための設定を行うこと。なお、未設置の場合は、設置した後に設定を行うこととする。

※無線LANアクセスポイントに係る作業計画は、落札後に津山市教育委員会から受注者に提供する予定

③Chrome管理コンソール設定

- ・導入する端末の管理が行えるよう、管理コンソール上での必要なユーザー設定を行うこと
- ・津山市教育委員会が指示する、Chrome管理コンソールの各管理者割り当てを行うこと
- ・津山市教育委員会が指示する、ユーザーの部門(学校)配置を行うこと
- ・設定を行った内容をまとめて、津山市教育委員会に提出すること

④G-suite for Educationの設定

- ・教職員、児童生徒、教育委員会分に関するユーザーアカウントの作成を行うこと(アカウント情報は津山市教育委員会から提供する)

⑤設定手順書の作成

上記①から④について、設定の手順書をデータで津山市教育委員会に提出すること

3 その他

- (1) 設定作業の一部は、実際のネットワーク環境においてのみ可能となるため、物件搬入の概ね1週間前までに作業計画を示して、津山市教育委員会及び据付場所の学校の承諾を得ること
- (2) 設定作業に必要な資材等については、原則として受注者で用意すること
- (3) 設定作業後は動作確認を行い、結果を取りまとめて報告し、据付場所の学校で検査を受けること
なお、全ての業務が完了した際は、業務完了報告書(任意様式)を提出すること